

会 議 録

会 議 名	第6回東松山市新ごみ処理施設検討委員会					
開 催 日 時	令和8年3月26日（木）	開 会	午前10時00分			
		閉 会	午後0時00分			
開 催 場 所	東松山市総合会館3階303会議室					
会 議 次 第	1 開会 2 委員長あいさつ 3 議事 (1) 施設整備基本構想（案）について（資料1） (2) 第7回検討委員会について（資料2） (3) 候補地抽出及び評価について（資料3） 4 その他 5 閉会					
公開・非公開の別	公開（ただし、議事(3)は非公開とします。）	傍 聴 者 数	10人			
非公開の理由 （非公開の場合）	不開示情報に該当すると認められる事項について審議等を行うため、東松山市情報公開条例第24条第2号に基づき非公開とします。					
委員出欠状況	委員長	八 鉢 浩	出席	副委員長	磯部 友護	出席
	委 員	岩城 和哉	欠席	委 員	中村 年春	出席
	委 員	八木原 大	出席	委 員	池田 賢一	出席
	委 員	市川 常雄	出席	委 員	細村 広志	出席
	委 員	鈴木 克俊	出席	委 員	宮腰 智裕	出席

事 務 局	環境産業部長 江口 功一	環境産業部次長 加藤 充
	廃棄物対策課長 山本 正史	廃棄物対策課主幹 新村 久徳

	クリーンセンター所長 成川 忠男	廃棄物対策課 堀越 和行 新ごみ処理施設整備準備室長
	廃棄物対策課 太田 博之 新ごみ処理施設整備準備室主査	廃棄物対策課 重泉 直也 新ごみ処理施設整備準備室主任
委託業務受注者	パシフィックコンサルタンツ株式会社 担当 4 名	

次 第	顛 末
1 開 会	— 事務局から開会宣言 —
2 委員長あいさつ	— 八鍬委員長あいさつ —
3 議事 (1) 施設整備基本構想（案）について	<p>(委員長)</p> <p>それでは、議事(1)の「施設整備基本構想（案）について」、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(事務局)</p> <p>— 「施設整備基本構想（案）について」説明（資料1） —</p> <p>(委員長)</p> <p>ありがとうございました。施設整備基本構想（案）について説明がありました。説明にもありましたが、施設整備基本構想（案）は、これまでの検討委員会での検討結果をまとめたものになります。資料のボリュームがあるため、事前に各委員にご確認いただき、質問をいただいておりますので、まずは、その質問に対する回答を事務局からお願いします。</p> <p>(事務局)</p> <p>それでは、委員の皆様から事前にいただいたご質問に対しご回答いたします。</p> <p>1点目</p> <p>質問：4ページでは人口は微増で推移とされているが、16ページでは高齢化・人口減少と整理されている。短期と中長期の解釈の違いによるものだと推察するが、整合がとれていないのではないかと。</p> <p>回答：ご指摘のとおり、短期、中長期での解釈によるものですが、不整合とも捉えられかねないと思いますので、16ページに「長期的な視点で捉えた場合」という文言を追加するなどして調整を図りたいと</p>

思います。

2点目

質問：72ページ、第6章では環境省の循環型社会形成推進交付金という表現を、80ページの第7章のメーカーヒアリングでは二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金とされており、交付金の話が途中で切り替わっており、混乱しやすい。

回答：ご質問のとおり、活用を想定する交付金制度が異なっております。これはプラントメーカーヒアリングにより提案があったもので、市単独での施設整備の場合、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の方が財政的に有利となることを受けて二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を採用しているものです。逆に、広域化した場合における概算事業費の検討においては、循環型社会形成推進交付金が有利になることから、そちらを採用させていただいています。

ご指摘のとおり、分かりにくい部分があるかと思っておりますので、こちらにつきましてはその旨説明を加えたいと考えております。

3点目

質問：50ページ中段、囲いの下、「なお」書きの部分について、災害廃棄物処理量を10%として見なくてもよいのではないか。近年では事業費の大幅な上昇に伴い少しでも事業費を減少させるため災害廃棄物分を見込まない団体もある。

回答：建設コストのみならず維持管理コストは近年顕著な上昇をしており、財政負担も課題になります。人口減少社会において、施設稼働時が最もごみ量が多いことが想定され、徐々に余裕能力が発生することが見込まれます。また、災害の規模によっては1施設での処理は現実問題として不可能であり、それこそ県外まで含めた広域での処理体制が構築されることも想定されます。

災害廃棄物の処理分をどう捉えるかによって、コストにも影響を与えるため、今後の広域での協議の中で再検討するよう、注釈を加えたいと考えております。

4 点目

質問：施設整備基本構想（案）の作りが、市単独での施設整備を検討した後に、広域施設整備という結論が出てくる構成となっている。最後まで読まないで結論が分からない構成のため、最初の方だけ読んだ方は、市が単独で整備すると勘違いしてしまう恐れがあるのではないかと。

回答：ご指摘のとおり、小川地区衛生組合管内町村との基本合意書を締結し、広域での施設整備を進める方針であることから、表紙若しくは第 1 章冒頭に注意書き等を追加し、背景がはじめに分かる作りに修正したいと考えております。

（委員長）

ありがとうございました。この回答に対する追加での質問や意見はありますか。

（委員）

この施設整備基本構想（案）の不整合ということではなく、これまで行われた委員会の過去資料との整合性という観点から一つだけ質問させていただきます。

82 ページと 88 ページには、同じ資料が出ております。82 ページの表 7-2-1 財源内訳、88 ページの表 8-3-1 施設整備費です。第 4 回検討委員会の会議資料では、実負担額が約 98 億円だったと記憶しておりますが、この施設整備基本構想（案）では約 96 億円になっていて、若干実負担額が減っています。

おそらく、交付金や地方債にかかる交付税措置の変化などがあったと考えられますが、その理由を教えてください。

（事務局）

ご指摘のとおり、第 4 回の概算事業費の検討の中では、実負担額が約 98 億円で記載をしております。今回の施設整備基本構想（案）の中では、実負担額が約 96 億円ということで約 2 億円の差が出ております。

この理由としては、令和 6 年に国の交付金制度が変更となり、建設費のトン当たり上限額が設定されたことが影響しています。

第4回検討委員会の時点では、国の補助制度で新たに設定された建設費のトン当たりの上限額の算定方法が不透明であったため、トン当たりの上限額を補助率1/2と1/3とを均等に振り分けて算出しておりました。県を通じて環境省へ確認したところ、トン当たりの上限額における補助率配分は任意とのことであったため、実質負担額が下がる補助率1/2を優先的に振り分けたことから、実負担額で約2億円低くなっています。

(委員)

広域化のごみ処理量の推計でお伺いしたいのは、44ページに将来人口の推移のグラフがあります。第2回の検討委員会でもご説明いただいたと思いますが、その時には、改定した人口推計で計算し直すという説明があったと思います。こちらはそのままいくのでしょうか。見直しを行うなら、ごみの処理量や事業費の推計が変わる重要な視点になってくると思いますので質問します。

(事務局)

ご指摘のとおり、当市の上位計画の中で人口ビジョンを策定しており、その改定の年に当たっております。現在は、旧人口ビジョンを基に推計をしています。令和8年4月に新しく改定された人口ビジョンが発表になりますが、元々はそれに合わせて推計をし直すということでご説明をしていました。

今回広域化の検討をする中で、小川地区衛生組合管内町村と同じ時点合わせを行うために、旧人口ビジョンによる見込みのままで、施設整備基本構想(案)を作成しています。後年のごみ処理施設整備基本計画の中で、最新の統計データに基づいた推計に更新をしたいと考えております。

(委員)

次の委員会で最終案ということになると思います。こういった類のものは、パブリックコメントを実施されると思いますが、いつ頃行いますか。

(事務局)

本検討委員会から答申をいただいた施設整備基本構想を素案として、今後立ち上げる広域化の協議会の中で、広域版の施設整備基本構想を策定していく予定です。そのため、本検討委員会で作成した素案に対するパブリックコメントは行わず、広域版としての案ができてから広域全体に対してパブリックコメントを実施したいと考えております。

(委員)

施設整備基本構想(案)を公表した時に、パブリックコメントに対する市の考え方を市民に説明しますか。

(事務局)

東松山市単独の施設整備であれば、東松山市民に対してパブリックコメントを実施するという形が妥当だとは思いますが、広域整備という形になっておりますので、その範囲全体から当然ご意見をいただく必要があると思います。そのため、今回は、パブリックコメントを実施せず、全体としての施設整備基本構想(案)ができましたら、広域全体に対してパブリックコメントを実施します。そのことが分かるようにホームページ等に掲載いたします。

(委員)

焼却炉についてです。「ストーカ式焼却炉+メタン発酵方式」がプラントメーカーヒアリングの結果、具体的な提案を得られなかったため、「ストーカ式焼却炉」を採用したとなっておりますが、メーカーヒアリングはプラントメーカー全社にヒアリングをしたのか、特定のメーカーを指名してヒアリングをしたのか確認させてください。

(事務局)

過去10年間で日本国内の竣工実績がある全13社を対象としてプラントメーカーヒアリングを実施しています。

(委員)

その結果、どこからも提案がなかったということですか。

(事務局)

「ストーカ式焼却炉+メタン発酵方式」は、一般的にコンバインド方式と呼ばれますが、その処理方式についても全社に照会をかけました。国内でその処理方式に対応できるプラントメーカーは、現時点だと3社であると認識しておりますが、その3社からは、コンバインド方式による具体的な提案がなかったという状況です。

現実的に、プラントメーカーから提案がなく、金額がいくらかかるかも分からないものに対して、計画を作っていくことは困難であるため、「ストーカ式焼却炉」の採用という形で結論付けをしたものです。

(委員)

施設整備基本構想(案)の中で選別処理方式がいろいろ紹介されています。基本的には手選だけやられるということですが、情報として紹介している以上、将来的に提案があれば、そういったものを考慮するという理解でいいですか。

(事務局)

マテリアルリサイクル推進施設の整備内容については、処理対象物をペットボトルとプラスチックに限定しています。それ以外のごみ種に関しては、ストックヤードのみを整備して、ストックヤードで貯めたものを民間に依頼して処理をするという計画になっています。

ペットボトルとプラスチックを処理するために破袋、手選別、圧縮梱包という機能が必要ということで整理をしていますが、手選別と機械選別の部分に関しては、後年の基本計画の中で実際どういった形が有利なのか、最終決定すべきものと考えております。

(委員)

実際に最近ですと、ロボット選別やAIを使った選別を導入しているところもあります。今後検討に出てくることもあるかと思ってお伺いしました。

(委員長)

それでは議事(1)については、よろしいでしょうか。

	<p>— 承諾 —</p>
<p>(2) 第7回検討委員会について</p>	<p>(委員長) それでは、議事(2)の「第7回検討委員会について」、説明をお願いします。</p> <p>(事務局) — 「第7回検討委員会について」説明(資料2) —</p> <p>(委員長) ありがとうございました。議事のうち「候補地選定最終案について」は、市内の具体的な地点について議論するため、会議を公開にした場合、審議中の不確定な情報によって市民の間に誤解や混乱を生じさせる恐れがあること、また、土地の投機を助長し公正な土地取引に支障を及ぼす可能性があります。したがって、これらは市の情報公開条例の不開示とすべき条項に該当するため非公開としたいという説明がありました。今の説明についてご意見はありますか。</p> <p>— 意見なし —</p> <p>皆様よろしいでしょうか。</p> <p>— 承諾 —</p> <p>(委員長) それでは、「候補地選定最終案について」は、非公開ということでお願いします。</p> <p>これで議事(1)及び議事(2)は終了となります。</p> <p>次の議事(3)については非公開となりますので、傍聴者の方はご退席をお願いします。</p> <p>— 傍聴者が退室 —</p>

